

令和6年度「貨物自動車用ヒーター」助成金について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

- (1) 1次受付期間 令和6年10月1日～令和6年10月31日
予算オーバーの時は、先ずアンケート提出者を優先し、次に先着順で決定します。
なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、11月以降も受付します。(先着順受付)
***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

令和6年4月1日から令和7年2月20日の間に、**新品機器を購入(現金・割賦販売)**または**リース**で装着する会員事業者で、その際の導入費用(含む装着費、除く消費税)に対し助成を行う。

3. 対象機器・車両

- (1) エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用暖房機器のエアヒーターで全ト協が認めたもので「助成対象貨物自動車用ヒーター一覧表」のとおりとする。
(2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 機器1台当り導入費用の2分の1で限度額は、**上限60,000円**とする。
(2) 予算枠 全ト協、車載バッテリー式冷房装置と合わせて36万円
(全ト協の助成金のみで、交付金の助成金はありません。)
(3) 助成条件 国からの補助金が交付された装置に対しては、助成対象外となります。

5. 申請時提出書類

- ① 貨物自動車用ヒーター助成金交付申請書(様式1)
② 導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)等が記載された見積書(写)

6. 交付決定

貨物自動車用ヒーター助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

7. 実績報告期限

導入・支払完了後2か月以内
最終報告期限：令和7年2月20日(木)

提出書類

- ① 貨物自動車用ヒーター導入助成事業実績報告書(様式3)
② 貨物自動車用ヒーター装着証明書(様式4)
③ 誓約書(様式5)
④ 請求書(写)…機器の名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの
⑤ 領収を確認できるもの(領収書等(写))……請求書と同額なもの(リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものが必ず必要です。)
⑥ リース契約書・割賦販売契約書(写)……機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載のあるもの
⑦ 装着車両の「自動車検査証記録事項(写)」

8. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694